

令和4年第3回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 令和4年9月30日(金)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 担当部課 建設部住宅局住宅課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 道営住宅について</p> <p>(一) 入居要件改正に至る経過と意義について                  我が会派はこれまで繰り返し、LGBTQ等の同性カップルの道営住宅への入居を認めるように求めてきました。今般の北海道住宅対策審議会において、同性カップルに加えて、外国人や児童養護施設退所者等を新たに加えることにしたと承知をしております。                  道営住宅の役割を踏まえ、関係規定の改正を行う判断に至った経過と意義について、まず伺います。</p> <p>(二) 今後の周知等のスケジュールについて                  時間がかかりましたけれども、実施されたということは歓迎したいと思えます。                  公募を2023年2月以降に開始をして、4月以降の入居開始が予定されていると承知をしております。市町村への周知はもちろんなんですけれども、それぞれの当事者に、きめ細かく情報が伝わっていくという必要があると考えます。ホームページやSNSの活用はもとより、当事者団体や関係団体・施設など、幅広い周知に努めていく必要があると考えますけれども、どう取り組むか伺います。</p> <p>(三) 住宅福祉の観点からの対応について                  コロナ禍ですとね、収入が減少したり非正規雇用の増大や多くの価格高騰に加えて年金削減や医療費負担の増など大変家計が厳しくなる状況となっております。こうした中で公営住宅法に定められている役割というのが大変重要で、低廉な家賃で良質な住宅を提供するという、この住民福祉の役割というのは一層大きくなっているわけです。新規建設をしないという道において、この役割をどう果たしていくのか伺います。</p>	<p>○住宅管理担当課長 太田 禎章                  改正に至る経過と意義についてであります。近年、人口減少や労働力不足など地域が抱える課題解決に向けて公営住宅の活用が求められてきているほか国などが民間賃貸住宅を対象に行った調査においても、外国人や同性カップルなどといった、経済的な不安を抱える方や社会的な理解が進んでいない方が入居を拒まれているといった調査結果が示されており、住宅ニーズが多様化しているところがございます。                  道といたしましては、これまで、同居する親族がいることを要件としておりましたが、こうした状況を踏まえ、様々な事情により住宅に困窮しているにも関わらず、同居する親族がいない方々の入居機会を確保するため、今回、入居者資格の見直しを行うものでございます。</p> <p>○住宅管理担当課長 太田 禎章                  今後の周知についてであります。道といたしましては、新たな取組を進めるにあたりまして道営住宅に入居する方に安心して生活していただくためには制度の周知が重要と考えているところがございます。                  このため、ホームページなどを活用して制度を広く周知するほか、地域の住宅事情をきめ細かく把握する市町村と連携し、新たに入居対象となる方々に関連する団体にもご協力をいただくなど、情報を必要とする方々への周知に努めてまいります。</p> <p>○住宅局長 大野 雄一                  道営住宅の役割についてであります。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対しまして低廉な家賃で賃貸するものであり、近年では、少子高齢化の進行や、社会経済情勢の変化に伴う、住宅ニーズの多様化への対応も求められているところがございます。                  このため、道営住宅におきまして入居者資格の見直しを行うほか、市町村から道営住宅の整備及び活用と連携した取組について提案を受け、その必要性や効果が認められる場合には、適正な管理戸数の範囲内におきまして新たに配置、整備することとしたところでございます。                  道といたしましては、引き続き市町村の補完的役割を基本に道営住宅の整備及び活用を進め、今後の人口や世帯数の動向による住宅需要を見据え、市町村のまちづくり施策や福祉施策と連携し、地域の課題への対応に取り組む、誰もが安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の形成に努めてまいります。</p>